

建設業者各位

建設リサイクル法に基づく松山市建設工事の 提出書類の様式の変更について

建設リサイクル法に伴う松山市建設工事の提出書類の様式を変更しますので、書類の作成および提出の際にはご注意ください。

(参考)

建設リサイクル法とは

平成 14 年 5 月 30 日から、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)」が全面施行され、特定建設資材(①)を用いた解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のもの(対象建設工事)(②)について、工事の事前届出と分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられています。

① 特定建設資材について

特定建設資材として指定されているものは以下の表のとおりです。

| | |
|--------|-------------------|
| 特定建設資材 | コンクリート |
| | アスファルト・コンクリート |
| | 木材 |
| | コンクリート及び鉄からなる建設資材 |

② 対象建設工事について

対象となる建設工事は以下の表のとおりです。

| 対象建設工事の種類 | 規模の基準 | |
|----------------------|--------|-------------|
| 建築物の解体工事 | 床面積の合計 | 80㎡以上 |
| 建築物の新築・増築工事 | 床面積の合計 | 500㎡以上 |
| 建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)※ | 請負代金の額 | 1億円以上(税込) |
| 建築物以外の工作物の工事(土木工事等) | 請負代金の額 | 500万円以上(税込) |

※建築設備含む

③ 届出書類について

届出に必要な書類と提出先は以下の表のとおりです。

| 提出時期 | 提出先 | 提出書類 | 備考 |
|-------|-----|-------------------------------------|---------|
| 落札後 | 監督員 | ・ 説明書(※1) ・ 別表 1~3 のうち該当するもの(※2) | 法第 12 条 |
| 落札後 | 監督員 | ・ 別紙 1~3 のうち該当するもの(※3) | 法第 13 条 |
| 契約後 | 監督員 | ・ 再生資源利用計画書 ・ 再生資源利用促進計画書 | 法第 11 条 |
| 工事完成後 | 監督員 | ・ 再生資源利用実施書 ・ 再生資源利用促進実施書 | 法第 18 条 |

(※1~3)の書類については[松山市ホームページの総務部契約課の「工事請負\(業務委託\)時提出書類」](#)にてダウンロードできます。